

議案第 9 5 号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

山陽小野田市水道事業給水条例(平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 9 5 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「(市の経営する水道事業及び地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第
2 9 2 号)適用の簡易水道をいう。)を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担区分その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、水道事業<u>(市の経営する水道事業及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用の簡易水道事業をいう。)</u>の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担区分その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p>